

幸区役所サービス品質向上推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民に便利で快適なサービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を図り、市民の視点に立った区役所サービスの充実を目的として、区役所サービス向上指針に基づき、幸区役所サービス品質向上推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区役所サービス向上方針に関すること。
- (2) 区役所サービス基準に関すること。
- (3) 区役所サービス向上目標及び取組に関すること。
- (4) 区役所サービス向上のための各課相互の連携及び調整に関すること。
- (5) 区役所サービス向上のための人材育成に関すること。
- (6) 区役所サービスの快適な提供のための庁舎環境整備に関すること。
- (7) その他区役所サービス向上に必要と認める事項

(構成等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職員をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は必要に応じ、関係職員を構成員とすることができる。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、資料の提供等を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 委員長は、区役所サービスの向上に必要な事項に関し、具体的な提案、改善等について検討、実施するため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、所属長の推薦を受けた職員を委員長が指名する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、区民サービス部区民課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が区長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(幸区役所窓口サービス向上検討会議設置要綱の廃止)

- 2 幸区役所窓口サービス向上検討会議設置要綱(平成17年6月13日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

名称	補職名
委員長	区民サービス部長
副委員長	まちづくり推進部総務課長 区民サービス部区民課長
委員	担当課長(危機管理担当) まちづくり推進部企画課長 まちづくり推進部地域振興課長 まちづくり推進部生涯学習支援課長 まちづくり推進部日吉出張所長 区民サービス部保険年金課長 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課長 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)児童家庭課長 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)保護課長 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課長 道路公園センター担当課長〔管理〕